

○矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日

条例第33号

改正 平成28年12月7日条例第30号

平成29年12月6日条例第36号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例30・旧第5条繰上)

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月 7 日条例第30号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年12月 6 日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

（平29条例36・一部改正）

執行機関	事務
1 町長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	小児慢性特定疾病児及び在宅高齢者に対する日常用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	難聴児に係る補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	重度障害者の介護者に対する慰労手当及び在宅要介護者の介護者に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	在宅高齢者等に対するホームヘルパーの派遣に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	在宅高齢者に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
10 町長	要介護高齢者に係る家族介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 町長	一般不妊治療費助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
備考	

- 1 「子ども」とは出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「妊産婦」とは妊娠5箇月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月の末日までの者をいい、「重度心身障害者」とは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級、2級若しくは3級のもの、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護若しくは養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第2条第5項に規定する障害等級の1級若しくは2級に該当するもの、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金に該当する者（同法の規定により支給を一時停止されているものを含む。）で同法第30条第2項に規定する障害等級の1級に該当するもの又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において重度の知的障害者又は知的障害児と判定された者のいずれかに該当することとなった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいい、「ひとり親家庭の親子等」とは母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子若しくは同条第2項に規定する配偶者のない男子で児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの又はその者の扶養を受けている児童若しくは同法附則第3条に規定する父母のない児童であって町長が認めるものをいい、「寡婦等」とは同法第6条第4項に規定する配偶者のない女子で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第52条に該当する者以外のものをいう。
- 2 「小児慢性特定疾病児」とは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいい、「在宅高齢者」とは一人暮らしの高齢者（65歳以上の者をいう。）又は高齢者のみの世帯のものをいう。
- 3 「難聴児」とは、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者又は30デシベル未満の者であって医師が補聴器装用の必要を認めた18歳未満の児童であって町長が認めるものをいう。
- 4 「重度障害者」とは、精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生

活において常時特別の介護を必要とする者であって町長が認めるものをいい、「在宅要介護者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護状態にある者であって在宅のものをいう。

5 「在宅高齢者等」とは、高齢者、精神障がい者又は難病患者であって町長が認めるものをいう。

6 「障がい者」とは、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

7 「要介護高齢者」とは、高齢者であって介護保険法第7条第3項に規定する要介護状態にあるものをいう。

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費の給付に関する	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	
5 町長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	小児慢性特定疾患児及び在宅高齢者に対する日常用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	難聴児に係る補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	重度障害者の介護者に対する慰労手当及び在宅要介護者の介護者に対する慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	在宅高齢者等に対するホームヘルパーの派遣に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
10 町長	高齢者及び障がい者に対するやさしい住まいづくり推進事業補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	在宅高齢者に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	要介護高齢者に係る家族介護用品の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

13 町長	一般不妊治療費助成金の交付に 関する事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報であって規則で定 めるもの
-------	---	-------------------------